

述体に於ける名詞文

石 神 照 雄

キーワード…物語り文 品定め文 ハとガ 判断 係り結び

- 一 はじめに
- 二 述体文の種類
- 三 動詞文の典型と周縁（臨時或いは擬似）
- 四 形容詞文の典型と周縁（臨時或いは擬似）
- 五 品定め文と名詞文
- 六 おわりに

一 はじめに

述体文は、主語として実体の表現である体言が先行し、これに述語として属性の表現である用言が照応する。

右は、山田文法が説く述体の論理から導かれる述体文の形式である（石神二〇一〇b）。言語主体は、この形式を以て、当該事態の存在と承認を文に託す。文は主体の判断に於いて成立する。

山田文法の論理は、認識に於ける判断の構造を基に、文の論理、語の類別（所謂品詞分類）、という文法論の根幹について連関的に追究する。判断構造の要素を分析し、これを、語が文の部分として実現する際に果す位格とする。位格関係を以て構文の内部構造を解明する。

述体文の位格関係は、事態分析の判断構造に対応する。陳述、即ち、主格—賓格の相関に關与する述格、という、文であることの決定的要素を、用言が具有するとし、以て觀念語（自立語）の弁別基準に据える。山田文法は、判断構造から述格（陳述）を抽出することで、文の論理と語の類別との双方に根柢を与えた（石神二〇〇二）。

日本語の文法研究は、山田文法の論理を踏襲することで、言語と判断とを結ぶ研究の方法を獲得したのである。

さて、述体文の在り方を問うとき、直ちに以下のような事実が判明する。

主語の形式を担う助詞の如何と、述語の形式を担う用言の種類如何との関係から、文意の種類に基づいて、

犬が騒いだ。動詞文…物語り文（現象文）

（体言）ガ（用言…動詞—タ形）

犬が騒いでいる。動詞文…物語り文（現象文）

（体言）ガ（用言…動詞—テイル形）

犬は騒がしい。形容詞文…品定め文（判断文）

（体言）ハ（用言…形容詞—終止形）

というように、典型的な文の分類が得られる。

本稿は、述体文に関して積み上げられてきた研究成果である下位分類を検討し、筆者のこれまでの考察を加えることで、文意の種別に関わる文の論理を明らかにする。また、分類論的には品定め文に所属し、名詞文と称する「体言+デアル」形式の述語の述体文について、構文構造の解明の手掛かりを得たいと考える。

二 述体文の種類

二一

述体の下位分類には研究の蓄積がある。構文に組込む述語用言に着目し、述体の判断内容の種別を「物語り文」「品定め文」と為した佐久間鼎の研究がよく知られている(佐久間一九四二)。佐久間は、述体の平叙文を「いいたて文」の名称で掲げる。この下位に、内容の違いから先の二種類を説く。表記を整え要約すれば、

物語り文…事件の成行きを述べる。

(何々)が(どうか)する「した」…動詞文

品定め文…事物の性質や状態を述べたり、判断を言い表す。

(何々)は(どんなか)だ…形容詞文

(何々)は(何か)だ…名詞文

というものである(佐久間一九四一、一五〇頁以下)。なお、述語の品詞による文の名称は佐久間が示したものではない。後の説明のため私に加えた(注1)。

二二

佐久間に続き、三尾砂(三尾一九四八)は、佐久間の二種類に重なるものを「現象文」「判断文」と称する。三尾は、文を以下のように規定し、場との関係から文の分類を掲げる。

場とは、ある瞬間に於いて言語行動に何らかの影響を与える総体を、その瞬間の場という(同二二頁以下)とする。そして、文の在るありのままの具体的な姿は、場に於いてあるのであるから、文の場の中に置いたままで、文と場との関係の仕方を見るべきである(同七六頁以下)と説く。

右の点を踏まえ、三尾は、

現象文…現象をありのまま、そのままうつした場の文(同八二頁以下)

判断文…論理学でいう命題を表す、場を含む文(同八九頁以下)

という二種類を抽出する(注2)。

なお、三尾の文分類の全体は、右の他に更に二つを併せて、

(一) 場の文……………現象文 雨が降っている。

(二) 場を含む文……………判断文 雨は水滴だ。

(三) 場を指向する文……………未展開文 雨!

(四) 場と相補う文……………分節文 読めます。(↑「おまえはこの本が読めるか?」の場に於けるものとしての)

という四つの文類型を導くものである(同八一頁以下)。

二二三

三上章(三上一九五三)は、佐久間を祖述し、形式本位の分類へと転換して「動詞文」「名詞文」の二種類を掲げる。更に名詞文の下位として「形容詞文」「準詞文」を記す。これは佐久間の品定め文の下位「性状規定」(形容詞文)「判断措定」(名詞文)に当たるものである。

動詞文：事象の経過 (Process) を表す。

イナゴが飛ぶ。

名詞文：事物の性質 (quality) を表す。

イナゴは有害だ。(形容詞文)

イナゴは害虫だ。(準詞文)

と説く(同四〇頁以下。但し表記は適宜変更した)。

なお、準詞とは「ダ」「デス」等の所謂断定の助動詞を指す。佐久間の「措定語」に相当する。先行語句を受け全体で一つの品詞相当をなす(同二六頁)。準詞文は「名詞+ダ」形式の述語文を指す。また、形容詞には所謂形容動詞を含み、三上は「ナ活用の形容詞」と称する(同、四三頁)。

二一四

川端善明(川端一九五八)は、述体文に関して、佐久間の品定め文、三上の名詞文に相当する地位に、形容詞を述語とする文を置き、これを述体文の原理的なものとして「形容詞文」の名称を与える。従って厳密には動詞文(物語り文)に対立するものではない。主語体言を担う「もの」の扱いの異なりを以て、

花が白い。…直感的な対象指示に基づく措定形式

花は白い。…対象措定を当然の前提として実的に知ることの自

覚形式

という二つを示し、共に形容詞文として構成されるところ。川端の主張するところは、助詞を異にする二つの形容詞文の内部構造の分析による文の質的相違である。以下のように思量される。

ガ形容詞文は、「花がある。」という存在表現に当たる中核要素のガアルが、「ガ白い」の形式を以て担われている。ガアルが様態「白い」という一つの在り方で示された文である。ハ形容詞文は、「花がある。」という対象措定が前提的に成立し、謂わばコト化された主語に対する品定めが「ハ白い」を以て担われている。対象の在り方を「知る」という判断が、「ハ形容詞」という組立による述語に担われている。同一の品詞による述語文であっても、助詞の異なりに拠って文の内部構造の違いを指摘したものである。

述語と為る用言の語類としての在り方が、間に存在詞を介し、動詞と形容詞という二種類の属性表現として分化して有ること、それを述語とする典型的な文が成立する在り方など、両者の関係についての分析は重要である。前稿(石神二〇一二)で一端を示したが、述語の品詞と文の分類の関係については以下にも議論を加える。

二一五

以上は、主に述語を担う語の如何を問うことで述体の下位分類を追究するものであった。文の在り方を、以下に述べるように助詞に着目し、文構造の問題として追究するものがある。

松下大三郎(松下一九二四、一九二八、一九三〇)は、断定を表す一続きの言語即ち文を、「題目格(題目)」の論理により、

無題目的断定（無題的叙述）…題目（判断の対象概念）を設けずして突懸に叙述した断定
東京に博物館がある。

題目的断定（題示的叙述）…「東京に」という概念を判断の対象として提示しそれに就いて叙述した断定
東京には博物館がある。

と弁別する（松下一九二四、五三〇頁以下）。これは助辞（助詞）と判断の在り方との関係を追究するものである（注3）。此処での区別は、題目の助辞（助詞）を分析の焦点と定めることで、文意による（物語り文―品定め文、現象文―判断文）という分類に、原理的根拠を与えているものである。

二一六

また、次の研究は殊に重要である。

森重敏（森重一九六五、一九七一）による助詞と判断の本質的区分に関する研究である。

助詞ハ…「ものだ」型の観念性の判断を担う
花は植物の精だ…包摂判断…名詞文

助詞ガ…「ことよ」型の現実性の判断を担う
花は美しい…包摂判断・内属判断…形容詞文
花が美しい…内属判断…形容詞文
花「が」ある…内属判断…形容詞文

花があ（在）る…内属判断・存在判断…存在詞文…形容詞文
花が咲く…分極判断…自動詞文…動詞文
花を咲かす…分極判断…他動詞文…動詞文

というように、文の類別の大枠を掲げる（森重一九七一、七三頁以下）。なお、判断の種類の特付けと文の類別に有る重複の詳細の図示は省略し概略を記した。右に紹介したものは、原型の論文「述語と独立語」（『口語文法講座』2各論研究編、明治書院一九六五）に同じであるが、森重（一九六五、二二二頁）との間には些かの違いがある。

此処に見るように、名詞文に対して、形容詞文と動詞文とを判断の特付けから対照的に表す。この分析は、判断文（品定め文）と現象文（物語り文）との対照を、更に精密に、助詞の性質と述語を担う語との関係から追究を行ったものである。そして、森重は助詞ハを以て、観念性の判断のみならず、現実性の判断にも用いると指摘する（森重一九七一、七五頁）。そのことを示すものは、例示した右の「花は美しい。（形容詞文）」である。

右の森重の指摘は、掲げられたハ形容詞文に限らない。次のようなことへと導く。

即ち、物語の文章で、文が担う文意を問うとき有効な示唆を与える。新美南吉『ごん狐』（岩波文庫）第一章から、

その中山から、少しはなれた山の中に、「ごん狐」と言う狐がいました。

人物ガ―動詞―（まし）タ形。

或秋のことでした。……、ごんは、外へも出られなくて穴の中にしゃがんでいました。

人物ハ―動詞―テイル―(まし) タ形。

雨があがると、ごんは、ほっとして穴からはい出ました。

人物ハ―動詞―(まし) タ形。

というように、ガ動詞文、ハ動詞文を抽出することが出来る。

物語の文章に於いて、冒頭に出現する文の典型は、ガ動詞文である(佐久間一九四一、一五〇頁以下)。人物(ごん)が物語の場面に初めて登場することを言い立てる文である。これを以て名称の由来を理解することが出来る。

また、物語の展開に預かる典型の文は、ハ動詞文である。このとき、人物(ごん)は物語の場面に既に登場している。登場人物(ごん)とは、当該場面に、既にしてソレガアル、という存在である。

人物(ごん)が物語の場面に既にしてあるとは、次のことを指す。

「ごんの物語り」を語る者である話手と、その物語を鑑賞する聞き手とお互いに次のことを承認している。それは、ごんを登場人物としたことで、己と人物(ごん)との間でコという個別の指示関係が生じている(己にとって、人物(ごん)は既にしてガアル存在であり承認済みである、その結果が指標「コ」。右を話手と聞き手が相互に承認共有し、それを内包とする関係設定が、人物(ごん)に対する「ソ」である。

例示の『ごん狐』の第二文、第三文、並びに本文中で直接に物語の展開に預かる文では、

ソの場面にソの人物(ごん)ガアル

≡

人物(ごん)ハ

というように、人物(ごん)が特殊な関係に位置づけられてある。その関係性を人物(ごん)に与えて、物語の展開に用いられる文が、ハ動詞文(人物ハ―動詞―(―テイル)―タ形)である。

助詞ハは、物語という特殊な関係性を担った文章を構成するに際して、これを為す文の現実性の判断を表す。物語り文であるにも関わらず、主語に、助詞ガではなく助詞ハが承接している理由は、物語の展開という特殊性にあると考えられる(注4)。

以上、述体の下位分類となる、物語り文(現象文)、品定め文(判断文)について、これまでの研究成果を基に再検討を行った。

三 動詞文の典型と周縁(臨時或いは擬似)

述体文は用言を述語とする。述語用言の種類と主語表示の助詞との関係が文意味の分類に大きく関わっている。述体の下位分類には、典型としての分類が施されている。これについては第一節で見たところである。しかしながら、述体の文の全体に及ぶ文意味の分類を為すためには、それ以外のものに就いての追究が重要である。先に典型として掲げた三つに対して、派生するものを含め、主語表示の助詞を転換することで、以下のようなものを具体的な文として得る。

ガ↓ハ

1 犬は騒いだ。動詞文…物語り文(物語の展開に預かる)

(体言) ハ (用言…動詞…タ形)

ガ↓ハ

2犬は騒いでいる。動詞文…物語り文(物語の展開に預かる)

(体言) ハ (用言…動詞…テイル形)

派生2↓タ形

3犬は騒いでいた。動詞文…物語り文(物語の展開に預かる)

(体言) ハ (用言…動詞…テイル…タ形)

ハ↓ガ

4犬が騒がしい。形容詞文…物語り文

(体言) ガ (用言…形容詞…終止形)

派生4↓タ形

5犬が騒がしかった。形容詞文…物語り文

(体言) ガ (用言…形容詞…アル…タ形)

1「ハ―動詞…タ形」文、2「ハ―動詞…テイル形」文、及び派生の3「ハ―動詞…テイル…タ形」文については、物語文章の世界で、展開に預かる物語り文(現象文)である。これらハ動詞の文については、前節に述べたところに連なる。

4「ガ―形容詞…終止形」文、及び派生の5「ガ―形容詞…アル…タ形」文については動詞文である、と考えることが出来る。これに就いては前稿(石神二〇一二)に於いて検討したところであるが、更に追究する。

先の二つのガ形容詞文は、

4ガ―形容詞―φ―φ形…犬が騒がしい。

5ガ―形容詞―アル…タ形…犬が騒がしかった。

というように対照することで、共に臨時的擬似的の動詞文(物語り文)と見なされる。5「アル…タ形」は明らかに動詞化する為の要素である。

4の述語の形容詞終止形は、5のガ形容詞文が述語として具有する要素が、具体の姿としては零である。しかしながら、4を5と対照的に分析するならば、両者は範列関係的に対応すると考えられる。要素とは、動詞が述語であることで文に於いて同時に具有する対象性と作用性である。

5の文には、発言主体の判断作用の結果の対象性として、完結してある、或いは過去にあるアの事態という存在性がある。また、この対象性に裏打ちを与える作用性として、確認、或いは回想という発言主体の判断作用がある。

4の文には、発言主体の判断作用の結果の対象性として、完結していない未完結である、或いは現在という同時にあるコの手態という存在性がある。また、この対象性に裏打ちを与える作用性として、未確認、或いは非回想という発言主体の判断作用がある。

このことは次のことを意味する。

即ち、5が文として持つ言語形式は、4に於いても言語形式としてある、ということである。外見上の零形式が対照関係的に抽出される要素を持たないということではない。関係形式は両者に一致してある。しかしながら、4にはそれを充填する具体的な語が非存在である。

零形式とは、対照関係的に抽出されるものを要素として持たない、ということではない。言語に於いては、同等の文は同等の関係形式が一致してある。形式を単独で顕在化する為に、具体的な語として

の充填がない、具体的なものは非存在、しかしながら対照関係的に関係形式は存在が認められる、ということである。

即ち、零形式とは、関係形式自体の非存在を説いたものではない。関係形式は存在する。器に盛られるべき物が実体としては不在ということである。空なるものの器はある。時枝誠記の零形式は、構文の関係形式を視覚化するに当たって妥当な図式的出発と言えるものである（時枝一九四一）。

ところで、本来の形容詞文であれば、時所的限定とは無縁である。しかしながら、物語り文を為すとした、右の形容詞述語のものは、

4 犬が騒がしい。

（眼前デコノ場デコノ時、ココノ所、ニ於イテ）コノ一犬が、コノ様ニ騒がしい。

5 犬が騒がしかった。

（アノ場デコノ時、アノ所、ニ於イテ）アノ一犬が、アノ様ニ騒がしかった。

というように、個別具体の要素を組込むことが可能である。これは、典型の動詞文が動詞文であるとして具有するもの、時所的限定の形式である。右のガ形容詞文は、それを形式として備えている。物語り文（現象文）である。

ここに、三上章が唱えた形式本位の命名としての動詞文に、（本来―臨時）或いは（真性―擬似）という対立点を導入することが出来るよう。このように捉えるならば、動詞文という枠付けは、物語り文（現象文）という内容本位の命名に対応する。述語の品詞が動詞

であるものが動詞文、という外形的な制約から解放され、動詞文という概念に対する内包を追究する研究が展開されることになる。

右に述べたことから、次のことが判明する。

形容詞（騒がしい）は、典型の文としては、超時間的な性質を表現するものであるが、具体的な文の述語を為すに際して、臨時的に「時」性を担い、動詞文の機能を果たすことが出来る。

文は、述語を分担する語類が自己規定的に具有する品詞性に拠って、必然的、絶対的に展開する、というものではない。文としての表現が有るのは、語の運用を為す当該の文主体の主体的な判断に於いてである。

これまでのところ、物語り文（現象文）の文意を担うものとして取り上げたものは次のものである。典型として掲げた二つの動詞文。物語の冒頭部分に位置し人物の存在を表す文。物語の展開に預かる文。臨時擬似の動詞文扱いの二つのガ形容詞文。ここで、形容詞文は（形容詞―アル―タ）に形式を代表させて一つとし、また物語冒頭文はガ動詞文に含める。物語展開文は引用のもの、その他の文末形式は便宜によるとすれば、物語り文（現象文）は次の四つである。

犬が騒いだ。ガ動詞文（典型）

（体言）ガ（用言…動詞―タ形）

犬が騒いでいる。ガ動詞文（典型）

（体言）ガ（用言…動詞―テイ形）

（雨があがると、）ごんは、……穴からはい出ました。ハ動

詞文（特殊）

(体言) ハ (用言…動詞―(まし)―タ形)

犬が騒がしかった。ガ形容詞文(臨時、擬似動詞文)

(体言) ガ (用言…形容詞―アル―タ形)

四 形容詞文の典型と周縁(臨時或いは擬似)

次に、前節末で取上げた、二つのガ形容詞文(臨時、擬似動詞文)を以て、典型のガ動詞文、物語の展開に預かるハ動詞文、という両者に纏わる助詞の転換関係(ガ↓ハ)を、それらに適用し分析する。物語の場面に於ける話手と聞手の間にある特殊な関係性を、ガ形容詞文が物語の展開文と為るべく、助詞ガ↓助詞ハの転換として実現する場合を問題にするのである。謂わば物語展開文として働く形容詞文を分析するのである。

当該の文(前節4文5文)は、助詞ハへの転換で、ハ形容詞文という外形で現れる。

ガ↓ハ

1 犬は騒がしい。形容詞文…物語り文(物語の展開に預かる)

(ソの場面にソの人物ガアル) ハ (用言…形容詞―終止形)

ガ↓ハ

2 犬は騒がしかった。形容詞文…物語り文(物語の展開に預かる)

(ソの場面にソの人物ガアル) ハ (用言…形容詞―アル―タ形)

ここに設定した、1のハ形容詞文の外形は、用いている語は冒頭

に掲げた典型としてのハ形容詞文と全く同じである。

3 犬は騒がしい。形容詞文…典型の品定め文

(体言) ハ (用言…形容詞―終止形)

物語の展開に預かる1ハ形容詞文(臨時、擬似動詞文)と、3ハ形容詞文(典型の品定め文)とは、共に、主語体言「犬」に、助詞ハが承接し、これに述語用言「騒がしい」が照応している。しかしながら、その内実は明らかに異なる。

1及び2の文は、ここに至るまでの含意から、物語の人物(犬)を、特殊な関係、即ち「ソの場面にソの人物(犬)ガアル」を以て、物語文章の中で物語の展開を為すための、現実性の判断を表したものである。典型的なガ動詞文であれば、現象をそのまま描写する現実性の判断である。しかしながら、ここでは特殊な関係を背負ったの、現実性の判断である。この特殊な判断を持つことの指標が助詞ハである。

助詞ハは異なる役割を果す。3ハ形容詞文では、品定めという判断を導く。モノダ型の観念性の判断である。これに対し、1ハ形容詞文では、物語の展開に預かる現象描写の役割を果す。コトヨ型の現実性の判断である。

主語の体言、述語の用言については、次のことが判明する。

1及び2の「犬」は、物語に於いて、話手と聞手の間に生み出された、「ソの場面にソの人物(犬)ガアル」≠「人物(犬)ハ」¹という特殊な関係を組込んだ個別具体的なものである。しかしながら、3の「犬」は「犬ナルモノ」「アラユル犬」という観念としてのものである。また、1「騒がしい」2「騒がしかった」は、現実

性の判断として人物（犬）の在り方の具体的な表現である。これに
対し、3「騒がしい」は観念としてのものである。

以上、ここに述べて来たことを勘案するならば、森重敏による、

「は」は観念性の判断に使うが、「が」は現実性の判断に用いる
—もつと厳密には、「は」は観念性にも現実性にも用いるが、
「が」は現実性にだけしか使われない（森重一九七一、七五頁）

という分析は、実に優れたものであることが検証される。

森重の爲した判断に基づく助詞の分析を承け、形式本位の文分類
（典型、非典型、文意の役割（物語り、品定め）、判断の質（一般
普遍、特殊、個別具体）を併せて取り纏めると、述体を爲す用言述
語文は次のように捉えることが出来る。なお、文末形式は現実性の
判断文では適宜記した。

〔モノダ型の観念性の判断〕

・典型のもの 一般的普遍的な判断

犬は騒がしい。形容詞文 … 品定め文（典型）

（常ニ何レノ時、何レノ所、ニモ関セズ）アラユル—犬—ナ

ルモノは、騒がしい—モノダ。

〔コトヨ型の現実性の判断〕

・典型のもの 個別的具体的な判断

犬が騒いだ。動詞文 … 物語り文（典型）

（アノ場デアノ時、アノ所、ニ於イテ）アノ—犬が、アノ様
ニ—騒いだ—コトヨ。

犬が騒いでいる。動詞文… 物語り文（典型）

（コノ場デコノ時、コノ所、ニ於イテ）コノ—犬が、コノ様
ニ—騒いでいる—コトヨ。

犬が騒がしかった。形容詞文… 物語り文（臨時、擬似動詞文）

（アノ場デアノ時、アノ所、ニ於イテ）アノ—犬が、アノ様
ニ—騒がしかった—コトヨ。

・典型ではないもの 特殊化された判断

犬は騒いだ。動詞文… 物語の展開、物語り文

（ソノ場ソノ時、ソノ所、ニ於イテ）（ソノ人物）犬（ガ↓
は、騒いだ—コトヨ。

犬は騒いでいる。動詞文… 物語の展開、物語り文

（ソノ場ソノ時、ソノ所、ニ於イテ）（ソノ人物）犬（ガ↓
は、騒いでいる—コトヨ。

犬は騒がしかった。形容詞文… 物語の展開、物語り文

（ソノ場ソノ時、ソノ所、ニ於イテ）（ソノ人物）犬（ガ↓
は、騒がしかった—コトヨ。

右に無く未だ取り上げていないものは、

・典型でないもの 一般的普遍的な判断

犬は騒ぐ。動詞文…品定め文（臨時、擬似形容詞文）

（常二〃何レノ時、何レノ所、ニモ関セズ）アラユル―犬―ナ

ルモノは、騒ぐ―モノダ。

である。これは、述語が動詞でありながら、動詞文の特徴である個別具体の時所的限定を為すことなく、助詞ハを以て品定め形容詞文と同じ一般的普遍的判断を執つたものである。臨時或いは擬似形容詞文である。

この文が、場の時所的限定を「常二…関セズ」として扱うことは、場の枠組からの超越である。当該属性表現が具体的な場から離脱することを意味する。「騒ぐ」は、具体的な在り方を離脱超越している。「騒ぐ」は一般的な観念として捉えられたものである。一言加えるならば、時所的限定の枠組離脱とは、動詞の表現する運動性という属性を失うということではない。

また「犬」は「アラユル犬ナルモノ」という把握で、個別具体の实体ではなく、総てに解き放された「犬」、即ち観念としての犬を指す。「犬」「騒ぐ」は、共に個別具体を離れた観念である。観念「犬」と観念「騒ぐ」とが結びついた謂わば結合観念が、文の対象事態として存在する。即ち、

〔犬〕の「騒ぐ」というもの〔＝観念〕ガアル

である。なお、これは、前稿（石神二〇一）で、属性の品詞（動詞、形容詞）抽出に於いて存在の關係との関連で述べたことに連なる。その際、原型的なモデル設定に就いて、具体ではないものがある

ると示唆した点の考察である。

ここでのハ動詞文は、ガ動詞文が本来的に具有する個別事態の分析判断から離れ、観念の結合という判断を為す。ハ動詞文の助詞ハはモノダ型の観念性の判断を表す。これは典型的ハ形容詞文の内部構造に等しい。

五 品定め文と名詞文

五―一 用言述語

述体文の下位分類を施すことで次のことが導かれた。一方に文意の種類による内容的分類があり、他方に述語の品詞による形式的分類がある。また、双方の内部構造の連関的追究から、助詞が担う判断の質的相違が明らかになった。助詞ガの場合は現実性の判断を表し、助詞ハの場合は観念性の判断、或いは現実性の判断を表す。

品定め文とは、助詞ハの一つの場合であるところの、モノダ型の観念性の判断を表すものである。

犬は騒がしい。形容詞文…品定め文（典型）

犬は騒ぐ。動詞文…品定め文（臨時、擬似形容詞文）

という両者は、品詞の違いを超えて品定めを為す判断文である。このモノダ型判断に於いては、述語は、主語と同じく観念が内容である。モノダ型の判断の観念は、時所的限定とは無縁であり、文末形式の終止形は「時」性からの超越としてある。

ところで、述体文とは、事態が存在することを承認するという認識を、構文形式（主語―述語）に託すものであった。この文言が直

ちに例示となるものは、眼前の具体的な事態を分析する現実性の判断による文、即ち直感直叙の「犬が騒いでいる。」「犬が騒がしい。」というような現象描写の物語り文である。これは、個別具体の事態分析ということが、優越的に顕在化した姿を構文形式に示す。

これに対し、品定め文（判断文）に就いて検討したところを以てすれば、主語―述語の構文形式に託される事態とは、観念としての在り方のものであると知るに至った。観念として或る事態を分析し述体文を構成するのである。そのことの指標を助詞ハが担う。助詞の類別を以てすれば、物語り文は格助詞構文、品定め文は係助詞構文と称することが出来よう。

形容詞文は、述語が形容詞であるから観念結合の文へ至るのではない。認識が観念という次元にあるとき、モノダ型の観念性の判断を為すのである。

犬が騒がしい。形容詞文・物語り文（臨時、擬似動詞文）
犬が騒がしかった。形容詞文・物語り文（臨時、擬似動詞文）

という、ガ形容詞文の姿のものでは、個別的具体的な次元の事態に就いての描写であり、コトヨ型の現実性の判断である。ここで形容詞が表す意味は、品定め文（典型）の属性とは次元が異なる。

主語―述語関係を為す体言と用言（形容詞、動詞）は、それ自体語としての外形的な姿を異にするのではないが、文に於いて有るとき個別具体の次元ともなれば、観念の次元ともなる。

右のことは、主語が固有名詞の場合にも及ぶ。

ポチは騒がしい。形容詞文・品定め文（典型）

ポチは騒ぐ。動詞文・品定め文（臨時、擬似形容詞文）

固有名詞であるから、個別具体の現実性の判断を行う、とは限らない。右の文では、これが物語の展開文という地位にない場合には、ポチは「常ニ」という恒常的な場に於いてある。従って、ポチの個別具体の姿ではなく、「ポチナルモノ」という把握に置かれる。ここの文は、ポチの具体の姿への言及ではない。謂わばポチの日常を集積しそこから抽象したポチの観念的な在り方を、当該の文の主体が取り上げたのである。

前者は、超時間的な性質として抽出した属性、即ち形容詞の意味を以てポチの性質を述べた文。後者は、時間的な運動として抽出した属性、即ち動詞の意味を以てポチの性質を述べた文である。ポチの「騒ぐ」という運動作用を性質として見出したのである。どちらの文も観念性のモノダ型の判断を表す品定め文である。

「犬」が一般名詞であること、「ポチ」が固有名詞であること、という名詞の区分が、文意を決定するのではない。判断の質的相違が文にあること、それが構文上の指標、助詞ハ、助詞ガに刻印されているのである。

先に言及したところを再度掲げる。

文は、述語を分担する語類が自己規定的に具有する品詞性に拠って、必然的、絶対的に展開する、というものではない。文としての表現が有るのは、語の運用を為す当該の文主体の主体的な判断に於いてである。

なお、助詞ハのもう一つは、特殊な関係性の上に個別具体の判断が有るといふ特殊な判断の場合であった。特殊な関係性が所となり個別具体の判断を特殊化する。そのことを以て、品定め文を為す

助詞ハと同じ外形であるが、これはコトヨ型の現実性の判断として働く。これは、物語に於ける展開にある文という、それが預かる枠組の関係が根柢となる。この種の文は、特殊化された現実性の判断、特殊な機能を含んだ物語り文（現象文）である（注5）。

以上、これまでの議論から、述体文の下位の種類として次の結論を得る。

述体文は、文に託される直接素材となる認識の質的相違に依じて、現実性の判断を表す物語り文（現象文）と、観念性の判断を表す品定め文（判断文）とを擁する。助詞がそれを指標として担う。物語り文（現象文）はガ助詞構文、品定め文（判断文）はハ助詞構文である。他に物語り文（現象文）の中で特殊なものとしてハ助詞構文がある。

五十二 体言述語

さて、文意の種類で佐久間が品定め文とする中には、形容詞文と並んで名詞を述語とする名詞文がある。三上は、文意に於いて品定め文であるものを、形式に於いて名詞文と称する。広義名詞文に属する形容詞文と名詞文は、係助詞ハに助けられるのを原則とする（三上二九五三、四〇頁以下）と説く。上位概念の名詞文と下位の名詞文とがあることになるが、下位のものを「準詞文」と称して區別した。これは名詞文の名称で馴染んでいるものであり、いまは下位のものを名詞文として検討の対象にする。その通用を以て示せば、三上は、

イナゴ（トイフ虫）は有害だ。（形容詞文）
イナゴ（トイフ虫）は害虫だ。（名詞文）

という二つに就いて述べたのである。形容詞文の述語「有害だ」名詞文の述語「害虫だ」に有る意味の類似性をあげ、「害」だけが文意把握に有効な文字と指摘する（同四三頁）。

三上は「害虫だ」||「有害な」||「虫」だ」という分析を用いた。このことは逆に、品定め用の言文に於いて、述語を命題の賓辞として分析するとき、モノダ型の判断であることの内実を変異させることになる。

モノダ型の判断文を為す用言述語の品定め文とは、概念間の包括関係を述べたものではなく、当該の実体と属性とが組立てる観念的事態を一つの道理、法則として提示するものである。即ちモノダ、モノダルという文末のモノとは実質化の実体ではない。道理、法則の意味を最も抽象度の高い形式名詞を指標として掲げたものである。謂わば、用言述語の品定め文に、トイウ道理デアル、或いはトイウ法則デアルという形式を承接させることで、観念性の判断を顕在化させようとしたものである。

しかるに、名詞文述語の意味分析で用いた、種の表現が種差の属性表現と類の実体表現の結合、という構成にあることを以て、これを逆に応用すれば、用言述語文（動詞文、形容詞文）に於いて、述語用言が表す属性を、実体的なものとして抽出することが出来る。形容詞文の「イナゴは有害である」トイウ道理デアルから「イナゴは有害なモノ（||虫）デアル」、即ち「有害な虫」||害虫として、名詞文「イナゴは害虫である。」に至る。

なお、ここでの議論では、動詞、形容詞の上位概念として用言を、また名詞及びこれに類するものを含む上位概念として体言を適宜用いる。

右は、述語体言に用言の意味を見出す展開の遡行である。此処で

用いた展開の順行と逆行の分析は、命題の判断構造に基づく述体の論理を抽出するものとして、一般的に踏襲されている観点である。例えば、体言には用言が表す属性が束ねられているとして、体言述語は用言に相当する、という理解が生まれる（尾上二〇〇六）。謂わば、用言述語文の形式を以て、現象する述体的な在り方の総ての文を議論しようとするのである。

しかしながら、右に則るならば、用言述語文の述語としてあること、体言述語文の述語としてあること、この両者には質的な差があるのではないか、という追究の出発点が放棄される。結果として、日本語の文意の把握に、文の形式というものが正統な議論の対象から外され、文に主語があることの根拠が問われないに至るものと思われる。

山田文法の述体は、用言述語文を分析するところから発したものである。ここでは、基本構造を、命題の判断構造の分析に準えて、述体を抽出した。それは、用言文（動詞文、形容詞文）と体言文（名詞文）とが構造的に同等的に有る、という前提が含意され既定のものとなった。文は判断に於いて成り立つ、という文論の一般的前提に立つとき、用言文、体言文の二つが同じ内部構造に有るとすることに、疑義を挟むのは容易ではない。

文の素材である事態の分析は、実体と属性の相関として、述語の実質用言を導くことに至った。だが、一方で命題の賓辞が概念として体言の実体であるということ、他方で述体文に於ける述語の形式を担うものが用言的属性であるということ、この両者の関連について詳細な追究は行われていない。実質用言を、命題の構造に適用して、実体化して賓格に相当させることで、用言文に於ける命題的判断ということが議論される。つまり、用言述語文の用言を実体化し

て実体概念があるとすることで、判断構造の賓辞に相当させ、文構造を命題の構造に準えて、動詞文或いは形容詞文の構造を議論して来たのである。

しかしながら、右のことを為したからと言って、逆に、体言文の述語を為す賓格の体言が、格関係を含意する用言文の属性と同等のものとするわけではない。

体言文の場合、題目解説関係の題目として提示された体言は、例えば題目の体言が主格、解説部の体言が主格に向けての関係、という格関係を結ぶものではない。このことは松下が既に明らかにしている（注2）。

右は次のことを示唆する。

最も典型とされる体言文（名詞文）、即ち包摂判断の文、これは主語述語の関係が題目解説の関係に重なるものである。但し、その題目は、主語であっても格関係は不詳或いはその範疇にあるものではない。この名詞文を表面的な構文操作で、基底の文（格関係の文、現象文に相当）を抽出したとし、その基底文の主語名詞、述語名詞の両者を取り上げ、以てそこに主格と主格に向けての関係がある、とするには躊躇を覚える。格関係が有るとする基底の文は、解説文の文意を転換することから生じる転移指定文である（石神二〇〇五）。

太郎は大学生である。（解説文、包摂関係）

↓太郎が大学生である（コト）（基底の文の抽出）

↓太郎が大学生である。（転移指定文）

↓大学生（なの）は太郎である。（指定文）

包摂判断の体言文(名詞文)から、基底の文「太郎が大学生である。」を設定し、述語「大学生である」と照応する主格主語「太郎が」を抽出するということは出来ない。基底の文として取り上げたものは、転移指定文の文意を含蓄するものである。転移指定文の助詞ガは、関連する指定文、解説文を為す助詞と同じ水準のものである。用言文に於いて抽出することが出来る主格主語の格関係のものは次元が異なる。此処でのことは、敢えて言えば、格助詞ではない水準の助詞ガを導いたことである。

用言文に於いては、主語体言と述語用言が、主格と主格に向けての関係を担う。これは、物語り文(現象文)の次元で成り立つ。と同時に、品定め文(判断文)の次元でも関係的に成り立つ。具体的次元のものが抽象の次元へ上昇昇華するという関係性が、即ち現実性の判断から観念性の判断へという質の移行運動が、助詞ガ↓助詞ハという転換で表される。つまり、

ポチは騒がしい。形容詞文・品定め文(典型)
ポチは騒ぐ。動詞文・品定め文(臨時、擬似)

という用言述語の品定め文が含蓄する格関係というものは、

ポチが騒がしい。形容詞文・物語り文(臨時、擬似)
ポチが騒ぐ。動詞文・物語り文(典型)

という現実性の判断に於いて再現されるものである。具体と抽象の対応を、物語り文と品定め文との間に認めることが出来る。

ところで、述体について議論する場合、一般には、用言が述語と

して有ること、体言が述語として有ること、これらを、共に述体という枠組にある同じものとして扱う。果たしてそうか。用言文と体言文を追究するとき、両者が述体として有ることの内部構造は同一か。

右の課題に於いて、述語を為す語類の異なりということは勿論であるが、問題の核心にあるものは、ハ用言文で用いられる助詞ハと、ハ体言文で用いられる助詞ハ、この両者が担う判断の内部構造の在り方如何である。外形の似通りは内容の同一性を意味しない。

以下これについて議論する。

ハ用言文に於ける助詞ハは、ガ用言文の助詞ガからの転換、即ち現実性の判断から観念性の判断へという、質的転換の関係を含蓄するものであった。観念的認識を支える現実の具体的認識が助詞ハの背後には有る。

これに対し、ハ体言文の助詞ハは、そのような現実性の判断との関係性を持たない。元々観念性の判断に携わるものである。包摂関係は、現実性の判断という次元にはない。包摂関係を為す体言文に於いては、仮に現実性の次元へ降下することが出来ることがあったにしても、主語体言と述語体言との間に格関係はない。

一般に、実体と属性の間の関係を構文関係上の格関係と称する。連用の関係である。属格ノも格と称することがあるが、属格関係のものの中で、連用の格関係に変換不可能なものは、包摂関係の文を基底とするものである。包摂関係を表す体言文に於いては、主語述語二つの体言の間に、属格を除いたその他の格関係を抽出することは出来ない。それぞれの体言が表すものは、自立した、相互に依存しない観念である。一方、格関係の実体と属性は相互依存の関係で事態の部分としてある。

用言述語文に於いては、物語り文と品定め文との間に、具体と抽象の対応関係がある。

抑も、現実性の判断の次元ということ、観念性の判断の次元ということ、そしてその間に上昇下降の昇華の関係性があるということ、これらは用言述語文に於いて一体として揃って認められるものである。しかしながら、体言述語はこれらを揃えて持つてはいない。体言文は、観念性の判断として有る、ということから出発する。体言文には、連用の格関係が備わって自身の基盤と為るような現実性の判断というものが対応していない。

実体と属性に分析することで、対象事態に対する存在承認を内容とする述体文、即ち用言文に於いては、文としての統一があるということの根拠は対象にある（石神二〇一〇）。このことは現実性の判断のガ用言文に於いてばかりでなく、その昇華としてのハ用言文に於いても貫かれている。用言文に於いては、ガ用言文の現実性の判断、ハ用言文の観念性の判断を問わず、文の統一の根拠は対象にある。これは、文であることの在り方に關わる本質的な点である。

右に見てきたように、体言文には基盤と為る現実性の判断が背後にない。このことは、体言文の場合、二つの体言、即ち主語観念と述語観念は分断してある、ということである。しかしながら、体言文はそれ自体で存在し文意を有している。

我々は、右のことについて、用言文同様に疑うことはない。ということとは、体言文を、主語―述語という形式に於いて捉えているのであるから、文としての統一はこの形式にある、ということである。ハ体言文に於ける助詞ハは、主語と述語の分断を内に含んで包摂関係の判断という観念性の判断が有る、そのことを表明する指標である。

そうであるとすれば、此処での助詞ハは、各々の観念が自立的に有ること、そしてそれらを繋ぐものである。有ることと有ることを繋ぐとは、即ち接続の関係である。或る有ることを以て、別の有ることを繋ぐ。これは、或る有ることの判断に、別の有ることの判断を、関係的に累加するという判断である。

包摂関係の体言文に於いて、観念性の判断を下すということは、主語体言の観念ガアルこと、述語体言の観念ガアルこと、この二つを包摂の関係で取り結ぶことである。主語体言の観念に対し、述語体言の観念がより抽象度が高く有る、これが包摂関係である。

体言文に於ける二つの観念の存在を、包摂の関係を以て認めることは、これを存在するもの間の展開として、必然の関係を於いて認めることである。端的には、合文の接続関係を組織すること、即ち、主語体言の観念が存在することの文、述語体言の観念が存在することの文、この間の必然的な展開関係を顕現させることである。これが典型としての体言文である。包摂関係の判断を表す文が担っている内部構造は次のようなものと仮定される。

主語ガアレバ、述語ガアル。

(主語ガアレ)バ、(述語ガアル)― ϕ 。

(主語ガアル)―ハ、―(述語ガアル)―デアル。

主語―ハ、―述語―デアル。

包摂判断は、主語の観念ガアルという存在判断、述語の観念ガアルという存在判断、この二つの判断が照応関係に有る。係りと結びの呼応関係とは以上のようなものと考えられる。ハ係助詞の原形的なもの、必然の展開関係に位置する接続的なものであり、自らが条件

句として照応する帰結句を求める。そのことが呼応関係であると考
える。接続関係に擬するのである。

六 おわりに

次の課題は、体言文の助詞ハ、用言文の助詞ハ、両者の区別と連
関を追究することである。それは、山田孝雄の係助詞の論、これを
追跡追究した時枝誠記の助詞ハの論を再検証することである。

用言文の助詞ハに関しては、ガ用言文との具体と抽象の昇華関係
の観点から論じた。典型のハ形容詞文、及び臨時の形容詞文として
ある終止形終止のハ動詞文、これらの主語を為すものは観念として
存在判断が組み込まれているものと言えよう。また、物語の展開に
預かる助詞ハは特殊な関係性にあるものである。これらについて再
び検討することが必要である。

いま、上記の議論を集約し仮説を含めて、近所の飼犬であるポ
チを対象として述体の代表的な文を記す。存在詞文のこと、動詞文
の意味的分化のこと等は次なることとする。表示の形式及び内容に
よる文の名称、文意の機能、語の組み合わせ関係の一部は新たな名称
を用いた。

ポチは騒ぎ屋である。 名詞文…判断文…関係の提示

体言(ガアル)―ハ―体言(ガアル)―デアル。

ポチは騒がしい。 形容詞文…品質文…性状の規定

体言(ガアル)―ハ―形容詞。

ポチが騒いだ。 動詞文…現象文…現象の描写
体言―ガ―動詞。

ポチは騒いだ。 動詞文…現象文…物語の展開
体言(ガアル)―ハ―動詞。

〈注〉

注1 佐久間の表記は「物がたり文」「品さだめ文」であるが、こ
れ以降は特に断ることなく「物語り文」「品定め文」として用
いる。これは以下に記す三上章が佐久間を祖述する際に用いた
ものである。佐久間の表記にも「物語り文」がある(佐久間一
九四一、一五二頁、一六五頁等)。また、三上は「言いたて
文」としている。以後これを「言い立て文」とする。

なお、品定め文は総称である。佐久間が示した表現形式にも
あるように、その下位に、性状規定の表現をなす形容詞述語の
文(佐久間一九四一、第八章 品さだめ文の特色、一 性状の
表現、一五八頁以下)がある。それと共に、判断措定の表現を
なす体言(名詞) 述語の文(同、二 判断の表現、一六五頁以
下)がある。佐久間は、体言を受け、判断を表す表現機能を
「措定」と名付ける(同一五六頁)。「ダ」「デス」「デゴザイマ
ス」などは表現に締めくくりを与える「措定語」であると称す
る。そして、これが名詞述語文の特異点である(同一六六頁)
と説く。

ところで、文法研究の領域では「物語り文」「品定め文」等

の文意による文の分類は、佐久間のものがよく知られている。しかしながら、この種の文意による文の分類ということでは、論理学に於ける言及が先行する。速水洸『論理学』には、判断の内部構造の賓位を為すものの性質を以ての区別として「物語（説話）的判断」「記述的判断」「説明的判断」という三種類の区分を紹介する（速水一九一七、八三頁、同一九三二、九〇頁）。形式による文の分類で言えば、動詞文、形容詞文、名詞文に相当する。

注2 三尾の判断文に関する立論には貴重な指摘がある。それは以下のようなものである。

述部が、命題の場合の「体言+ダ」のもの以外に、形容詞（この花は美しい。）、形容動詞（町はにぎやかだ。）、形容動詞的な副詞（それはもちろんである。）とするものがある、と指摘する。それと共に、動詞の場合の文（二階は先生にかけてある。）に於いて次のように説く。

この主部の「二階」はこの文の主語ではなくて、じつは格からいへば

二階を先生にかしてある。

なのであるから、「二階」は述部「かしてある」の目的語なのである。それゆえに、判断文にあつては、格の概念からはなれたものである。すなわち、「主語―述語」ではないのであつて「題目―解説」の構造をなすものである。この構造をあきらかにすることが、判断文の特質をあきらかにすることになる（三尾一九四八、九一頁）。

三尾は、判断文に於ける題目の主部が、動詞文、即ち現象文的な格関係から解放され、これとは異なる構文原理の地位に立

つことを指摘しているのである。

此処に三尾が言う構文分析の観点に関しては、松下大三郎が「題目格」の上位概念として「提示格」を明らかにする際に、次のように述べていることと吻合する。

連用的用法の語に提示格の助辞が附けば提示格になる。併し提示されるには必ず一度実質化を経由する。決して連用格又は連用的用法そのまゝで提示されるのではない。必ず一端実質化して無格となり、無格の語が提示されて新に格を生じて提示格となる（松下一九二四、第五編 念詞の格の論（横的偶性論）、第四章 品詞の二次的格、第二節 連用的詞の提示格、五二八頁以下）。

右は何れも、品定め文（判断文）の構文論理が、物語り文（現象文）のとは異なることを追究したものである。ハ係助詞の存在する構文とは、現象文に対して強調とか取り立てという、謂わば構文の部分に対する介入という次元に於いてではなく、構文関係の質的転換であることを示唆する。

注3

括弧に入れたものは、松下の『標準日本口語法』で使用された用語である。「吾々が或る叙述を為すには二つのしかたがある。」として、以下のように説く。

一はその叙述の範囲を予定してこれを題目となし、題目を掲げて置いて、その題目に就いて判断を下すしかたである。之を題示的叙述といふ（松下一九三〇、三三七頁）。

二は叙述の範囲を予想せずに即ち題目なしに叙述する。之を無題的叙述といふ（同右）。

注4

物語展開文の助詞ハに関して前稿（石神二〇一二）にも述べた。これは松下大三郎が「題目の助辞」（松下一九三〇、第

六章 静助辞、第四節 提示助辞)を説く中で、ガとの区別を述べるに際して、ハに對して「話に於ける既定概念」という分析を施していることに示唆を受けたものである。松下の分析は、助詞のハとガについて、所謂既知未知説の源流を為すものである。

注5 助詞ハに異なる機能を見出したことは、新たな課題への逢着となる。一つの助詞ハというものがあつて、機能の二重性に於ける把握へ展開するか。或いは、二つの助詞ハが有つて外形が同じであるとするか。助詞ハの根幹に関わる。森重の説く助詞ハは二重機能という把握かと思われる。

山田孝雄の「係助詞」の論に素朴な思いを持っている。掲げられた係助詞の論は、二種類の助詞ハが有ることへ導くように思われる。山田が説明に用いる文言、例えば「拒斥」「排他」が担う概念は副助詞に向かうものであり、述素に関係することとしての、ハそのものの意味は解き明かされていないように思われる(山田一九〇八、六一一頁以下)。

時枝誠記は、副助詞に相当する「限定を表はす助詞」に助詞ハを入れる。山田の説いた係助詞の意味は、時枝のこの分析に含まれるように思われる(時枝一九五〇、二二二頁以下)。また、係助詞として構文上に助詞ハが有ることを、「万葉集は歌集である。」を例文にし、この「ハ」に「限定を表す助詞」の「ハ」と相違して、他と区別する意味はない、と注記する(同二一九頁以下)。それは、自らの助詞の所屬としては「格を表はす助詞」(格助詞)という地位に置くものである(同)。時枝の議論は、ハ係助詞について、係としての構文関係が有ること、ハそのものの意味の特徴如何、という二つの面について、山田

の主張するところを、真摯に追跡し追究し立論を為したものと
思われる。

〈参考文献〉

- 石神照雄(一九八九) 「ハとガ―主題と主語―」北原保雄編『日本語の文法文体(上)』(講座日本語と日本語教育4)明治書院
- 「ハとガ―主題と主語―」北原保雄編『日本語の文法文体(上)』(講座日本語と日本語教育4)明治書院
- 「文の論理と語の類別」佐藤喜代治編『国語論究第一〇集現代日本語の文法研究』明治書院
- 「文の論理と体言文」佐藤喜代治博士追悼論集刊行会編『日本語学の蓄積と展望』明治書院
- 「体言文と主語―述語」『信州大学人文科学論集』四一号
- 「体言文の構造」『安達隆一先生古稀記念論文集』同刊行委員会版
- 「体言文とウナギ文」『信州大学人文科学論集』四二号
- 「体言文と二重主語」『信州大学人文科学論集』四三号
- 「物語り文と品定め文」『信州大学人文科学論集』四四号
- 「山田文法の文の論理と述体、喚体」齊藤倫明 大木一夫編『山田文法の現代的意義』ひつじ書房
- 〃 (二〇〇二)
- 〃 (二〇〇五)
- 〃 (二〇〇七a)
- 〃 (二〇〇七b)
- 〃 (二〇〇八)
- 〃 (二〇〇九)
- 〃 (二〇一〇a)
- 〃 (二〇一〇b)

- ♪ (二〇一一)
 ♪ (二〇一二)
 尾上圭介(二〇〇六)
 川端善明(一九五八)
 ♪ (一九六六)
 ♪ (二〇〇四)
 北原保雄(一九八一)
 佐久間鼎(一九四〇)
 ♪ (一九四一)
 時枝誠記(一九四一)
 ♪ (一九五〇)
 速水 洸(一九一七)
 ♪ (一九三二)
 松下大三郎(一九二四)
 ♪ (一九二八)
 ♪ (一九三〇)
 三尾 砂(一九四八)
 三上 章(一九五三)
 ♪ (一九六〇)
 森重 敏(一九五九)
 ♪ (一九六五)
 ♪ (一九七一)
- 『述体文の種類と助詞』『信州大学人文科学論集』四五号
 『述体に於ける動詞文と形容詞文』『信州大学人文科学論集』四六号
 『存在承認と希求―主語述語発生の原理―』『国語と国文学』八三卷一〇号
 『形容詞文』『国語・国文』二七卷一二号
 『文の根拠』『文林』一号
 『文法と意味』尾上圭介編『文法Ⅱ』(朝倉日本語講座6)
 『日本語の文法』(日本語の世界6) 中央公論社
 『現代日本語法の研究』厚生閣
 『日本語の特質』育英書院
 『国語学原論』岩波書店
 『日本文法 口語篇』岩波書店
 『論理学』岩波書店(Ⅱ二五版一九二〇) 同右、改版一刷(Ⅱ改版四七刷一九九三)
 『標準日本文法』紀元社
 『改撰標準日本文法』紀元社
 『標準日本口語法』中文館
 『国語法文章論』三省堂
 『現代語法序説』刀江書院(一九七二、くろしお出版)
 『象は鼻が長い』くろしお出版
 『日本文法通論』風間書房
 『日本文法―主語と述語―』武蔵野書院
 『日本文法の諸問題』笠間書院
- 山口 光(一〇七五)
 ♪ (二〇〇一)
 山田孝雄(一九〇八)
 ♪ (一九二二)
 ♪ (一九三六)
 渡辺 実(一九七一)
- 『二体言文の論理的意味』『国語研究』(國學院大學)二八号
 『還元文法構文論』けいめい出版(くろしお出版)
 『日本文法論』宝文館
 『日本文法講義』宝文館
 『日本文法学概論』宝文館
 『国語構文論』塙書房
- (二〇一二年十月十八日受理、十二月四日掲載承認)

